



カ 園内警備に係る業務委託を確実に実施すべきもの  
 恩賜上野動物園では、来園者の安全快適な観覧を確保するために、表16のとおり、園内の保安警備及び案内誘導等を行う委託契約を締結している。

この契約について見たところ、来園者数を予想して警備員等の配置箇所数を指定しているが、履行確認の方法や必要書類の提出について契約書及び仕様書に記載がない。また、実際には閉園後に、委託先から警備員等の配置を記載した警備日誌を提出させているが、表17のとおり、警備日誌の配置箇所数が契約の配置箇所数よりも不足している。

このことについて、園は、警備日誌の記載漏れ及び記載誤りによるものとしているが、指定した配置箇所に警備員等が正しく配置されているかの事前確認をしておらず、警備日誌の正確性が判断できない。

来園者には雑踏事故等に巻き込まれやすい子供も多く含まれており、事故を未然に防ぐためには指定どおりに警備員等を配置する必要があるが、園が、来園者の安全快適な観覧の確保に向けて警備体制の状況を閉園前に把握していないことは適切でない。

協会は、閉園前に警備員等の配置状況を委託先から報告させるなど、履行確認の方法や必要書類の提出について契約内容を見直し、園内警備に係る業務委託を確実に実施されたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

【表16 契約の概要】

契約件名	契約期間	契約金額
上野動物園 園内警備・入園者整理業務委託	令和6.4.1～令和7.3.31	116,462,940

(単位：円)

【表17 警備日誌における警備員等配置箇所数の不足状況】

月	契約の配置箇所数	警備日誌の配置箇所数	不足箇所数	月	契約の配置箇所数	警備日誌の配置箇所数	不足箇所数		
4月	1,377	1,377	-	10月	1,186	1,186	-		
5月	1,569	1,569	-	11月	1,028	1,028	-		
6月	1,171	1,171	-	12月	822	819	3		
7月	1,126	1,126	-	1月	891	891	-		
8月	1,152	1,152	-	2月	805	804	1		
9月	1,309	1,307	2	3月	1,101	1,100	1		
合計				13,537				13,530	7

参考資料

1 入園料収入

入園料収入は都の収入となっており、協会が都から徴収委託を受けて収納している。令和6年度の有料来園者数は表18のとおりであり、入園料収入は、表19のとおり、2,020百万円となっている。

【表18 令和6年度有料来園者数】

区分	恩賜上野動物園	多摩動物公園	葛西臨海水族園	井の頭自然文化園	合計
一般	2,010,320	411,035	625,089	350,263	3,396,707
中学生(注)	86,702	4,622	14,117	1,218	106,659
65歳以上	157,540	35,429	36,838	40,540	270,347
小計	2,254,562	451,086	676,044	392,021	3,773,713
一般	43,143	21,477	31,805	5,505	101,930
中学生(注)	814	29	638	32	1,513
65歳以上	1,310	451	3,052	562	5,375
小計	45,267	21,957	35,495	6,099	108,818
合計	2,299,829	473,043	711,539	398,120	3,882,531

(単位：人)

(注) 都内在住・在学の中学生は無料

【表19 令和6年度入園料収入】

園名	収納額	摘要
恩賜上野動物園	1,174,726	大人600円、中学生(注)200円、65歳以上300円
多摩動物公園	250,039	大人400円、中学生(注)150円、65歳以上200円
井の頭自然文化園	129,058	大人700円、中学生(注)250円、65歳以上350円
葛西臨海水族園	466,514	大人700円、中学生(注)250円、65歳以上350円
合計	2,020,338	

(単位：千円)

(注) 都内在住・在学の中学生は無料

(参考) 東京都政策連携団体及び公の施設の指定管理者について

1 東京都政策連携団体  
都では、事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が開発する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」(平成31年3月19日付30総行革監第93号)において定める要件を満たす団体を事業協力団体と位置付けている。  
事業協力団体のうち、都と協働して事業等を実行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全行的に指導監督を行う必要がある団体を「東京都政策連携団体」と位置付けている。

2 公の施設の指定管理者の管理運営状況評価  
都では、民間のノウハウを広く活用し、公の施設を効率的・効果的に運営するため、地方自治法第244条の2第3項に基づき、民間事業者を指定して公の施設の管理運営を行わせている。  
都における公の施設の指定管理者の管理運営状況に関する評価は、「東京都指定管理者制度に関する指針」(令和3年4月1日施行)に基づき、都と指定管理者とが協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が行うべき事項について確認すること等により、都民サービスの向上を図っていくことを目的としている。

管理運営状況評価は、一次評価及び二次評価を経た上で、総合評価により確定する。  
一次評価は、施設の管理運営において求める水準を定めた所管局が、確認項目に基づき具体的にその成果を評価するものである。  
二次評価は、外部の視点を活用して指定管理者の管理運営状況を客観的・専門的に評価するため、所管局が設置した評価委員会が行うものである。  
その上で、所管局が一次評価結果及び二次評価結果に基づいて総合評価を決定する。

なお、二次評価は、次の4段階で決定する。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

巻末別表

【別表1 指摘、意見・要望を行った団体・局数】

区分・団体名	令和7年		(参考) 令和6年	
	団体	局	団体	局
補助金等交付団体	25	3	24	4
学校法人60団体	1	1		
社会福祉法人等38団体	22	1		
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助5団体	-	(1)		
医療法人など10団体	1	1		
一般社団法人東京国際金融機構	-	-		
東日本旅客鉄道株式会社	-	-		
東京地下鉄株式会社	-	-		
南関東部土地区画整理組合	-	-		
日本私立学校振興・共済事業団	-	(1)		(1)
三宅島漁業協同組合	-	-		
出資団体	2	2	6	(1)
公益財団法人東京都人権啓発センター	-	-		
公益財団法人東京税務協会	-	-		
東京トラフィック開発株式会社	-	1		
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター	-	-		
水道アップビズシステム株式会社	1	-		
多摩都市モノレール株式会社	-	-		
株式会社ゆりかもめ	1	1		
公の施設の指定管理者	1	-	(1)	-
公益財団法人東京動物園協会	1	-		
公益財団法人東京都人権啓発センター(再掲)	-	-		
合計	28	5	30	4

(注1) 「再掲」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含まない。  
(注2) 同一局が、複数の団体に関して指摘を受けている場合には、( ) で表記し、合計数には含まない。  
(注3) 令和6年の数値は、指摘事項等の合計数を比較するための参考値である。同じ団体を監査したものではないため内訳数は記載していない。

【別表2 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数】

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体					
学校法人60団体	-	1	1	-	2
社会福祉法人等36団体	-	3	-	-	3
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助5団体	-	-	-	1	1
医療法人など10団体	-	1	-	-	1
一般社団法人東京国際金融機構	1	-	-	-	1
東日本旅客鐵道株式会社	-	-	-	-	-
東京地下鉄株式会社	-	-	-	-	-
南山東部土地区画整理組合	-	-	-	-	-
日本私立学校振興・共済事業団	-	-	1	1	2
三宅島漁業協同組合	-	-	-	-	-
出資団体					
公益財団法人東京都人権啓発センター	-	-	-	-	-
公益財団法人東京税務協会	-	-	-	-	-
東京トラフィック開発株式会社	-	-	1	1	2
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター	-	-	-	-	-
水道マツビーズシステム株式会社	1	-	-	-	1
多摩都市モノレール株式会社	-	-	-	-	-
株式会社ゆりかもめ	1	1	-	-	2
公の施設の指定管理者					
公益財団法人東京動物園協会	7	-	-	-	7
公益財団法人東京都人権啓発センター(再掲)	-	-	-	-	-
合計	10	6	3	3	22

【別表3 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数】

項目	区分	令和7年			(参考) 令和6年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理(収入)	-	-	-	-	-	-
	債権管理	-	-	-	2	-	2
	収入(その他)	-	-	-	1	-	1
	契約(仕様・積算)	-	-	-	1	-	1
支出	契約(履行確認)	1	-	1	1	-	1
	契約(その他)	2	1	3	5	-	5
	会計処理(支出)	-	-	-	1	-	1
	補助金等	7	1	8	23	2	25
財産	財産管理	1	-	1	-	-	-
	物品管理	1	-	1	1	-	1
その他	情報管理	-	-	-	-	-	-
	その他	7	1	8	5	-	5
	合計	19	3	22	40	2	42

【別表 4 指摘事項、意見・要望事項一覧(団体別)】

【補助金等交付団体】

No	区分	指摘事項件名(※は意見・要望事項)	頁
【補助金等交付団体】			
1	学校法人 60 団体(生活文化局、保健医療局、産業労働局)	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	19
2	補助金等	報告書の提出を促すことなどにより補助金に係る仕入控除税額の有無を確認すべきもの	19
社会福祉法人等 36 団体(福祉局、保健医療局)			
3	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービスマニエール推進事業補助金)	26
4	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育士等キャリアアップ補助金)	29
5	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービスマニエール推進費補助金(障害者支援施設))	33
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助 5 団体(福祉局)			
6	その他	※補助金の交付について	44
医療法人など 10 団体(福祉局、保健医療局)			
7	補助金等	東京都救命救急センター施設整備等補助金(運営費)を返還すべきもの	57
一般社団法人東京国際金融機構(産業労働局)			
8	契約(その他)	プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を提出すべきもの	63
日本私立学校振興・共済事業団(生活文化局、福祉局、保健医療局)			
9	補助金等	概算私の精算を適正に行うべきもの	96
10	補助金等	※IBC 災害・テロ対策設備整備費補助金による備蓄品の残数管理について	97

【出資団体】

No	区分	指摘事項件名(※は意見・要望事項)	頁
【出資団体】			
東京トラフィック開発株式会社(交通局)			
11	契約(その他)	建物維持管理委託契約の契約手続を適正に行うべきもの	132
12	契約(その他)	※利用資産の大規模修繕工事に係る費用の確認について	133
水道ワッツビジネス株式会社(水道局)			
13	その他	固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のプロセスを再確認すべきもの	154
株式会社ゆりかもめ(港務局)			
14	物品管理	貯蔵品の払出等の事務処理を適正に行うべきもの	177
15	財産管理	港務局財産である新交通走路を会社に占有させることについて適正な手続を行うべきもの	178

【公の施設の指定管理者】

No	区分	指摘事項件名	頁
【公の施設の指定管理者】			
公益財団法人東京動物園協会(建設局)			
16	その他	(展示改善等について) 魅力的な展示の実現に向けて展示の改善に取り組むべきもの	196
17	その他	(展示改善等について) 来園者が展示改善等の内容や意義について情報を見られるよう改めるべきもの	197
18	その他	混雑ワッツの周知を園内において行うべきもの	199
19	その他	いきもの広場の生物生息状況調査における分析結果について記録すべきもの	200
20	その他	トキの飼育・繁殖に関するアトバイス内容を記録すべきもの	201
21	その他	暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画すべきもの	201
22	契約(履行確認)	園内警備に係る業務委託を確実に実施すべきもの	202

【別表 5 指摘事項・意見・要望事項一覧(区分別)】

【契約(履行確認)1件】

No.	指摘事項(件名)	指摘先の局・団体名	頁
22	園内警備に係る業務委託を確実に実施すべきもの	公益財団法人東京動物園協会	202

【契約(その他) 3件】

No.	指摘事項(件名)(※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名	頁
8	プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を徴すべきもの	一般社団法人東京国際金融機構	63
11	建物維持管理委託契約の契約手続を適正に行うべきもの	交通局	132
12	※利活用資産の大規模修繕工事に係る費用の確認について	交通局	133

【補助金等 8件】

No.	指摘事項(件名)(※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名	頁
1	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	生活文化局 学校法人城西学園	19
2	報告書の提出を促すことなどにより補助金に係る仕入控除税額の有無を確認すべきもの	生活文化局	19
3	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)	福祉局 社会福祉法人あすなろ福祉会 社会福祉法人栄光会 社会福祉法人大泉きくみ会 女塚保育園 社会福祉法人敬愛健康伸会 社会福祉法人三共会 社会福祉法人島田福祉会 社会福祉法人新生会 社会福祉法人森友会 社会福祉法人聖華 社会福祉法人聖教主福祉会 社会福祉法人誠南会 社会福祉法人たかね福祉会 社会福祉法人つばさ福祉会 社会福祉法人つばみ会 社会福祉法人東京山手ワリヤ会 社会福祉法人のゆり会 湖沼保育園 社会福祉法人まあれ愛徳会 社会福祉法人みづつばち会 社会福祉法人和光会	26
4	補助金を返還すべきもの(東京都保育士等キャリアアップ補助金)	福祉局 社会福祉法人新生会	29
5	補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設))	福祉局 社会福祉法人もくげい会	33
7	東京都救命救急センター施設整備等補助金(運営費)を返還すべきもの	保健医療局 学校法人東京女子医科大学	57
9	概算私の精算を適正に行うべきもの	福祉局	96
10	※NBC 災害・テロ対策設備整備費補助金による備蓄品の残数管理について	保健医療局	97



【さ行】（続き）

社会福祉法人金木里の会	ページ
社会福祉法人敬愛健伸会	30
社会福祉法人コロロ学舎	21
社会福祉法人三共会	30
社会福祉法人サンプラッセ	21
社会福祉法人自覚会	35
社会福祉法人島田福祉会	21
社会福祉法人上宮会	21
社会福祉法人新生会	21
社会福祉法人森友会	21
社会福祉法人聖華	21
社会福祉法人聖教王福社会	21
社会福祉法人誠高会	21
社会福祉法人たかね福祉会	21
社会福祉法人つばき福祉会	21
社会福祉法人つばき福祉会	21
社会福祉法人手をつなぐ福祉会	30
社会福祉法人東京山手マリア会	21
社会福祉法人のゆり会	21
社会福祉法人まあれ愛徳会	21
社会福祉法人みつばち会	21
社会福祉法人三宅島めぐさいの会	35
社会福祉法人もくば会	30
社会福祉法人緑山会	35
社会福祉法人和光会	21
社会福祉法人みんなぎ	41
水道マツペンツクス株式会社	148

【た行】

多摩都市モノレール株式会社	ページ
東京地下鉄株式会社	158
東京トラフィック開発株式会社	78
	126

【な行】

日本郵政株式会社	ページ
日本私立学校振興・共済事業団	46
	90

【は行】

東日本旅客鉄道株式会社	ページ
横浜保育園	65
	21

【ま行】

南山東部土地区画整理組合	ページ
三宅島漁業協同組合	84
	99

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価 本号 二七〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

